

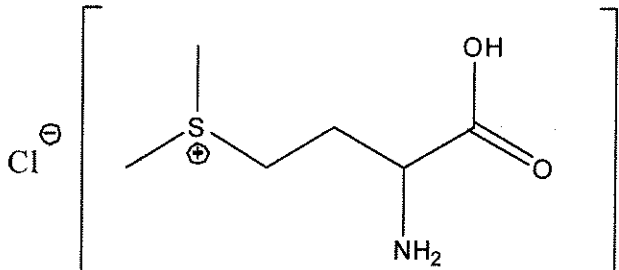
「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められているものについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

今般、この条件に該当する品目として、「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物」について評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物」について

用途	香料
海外における使用状況	欧米では、DL-(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウムクロリドが、魚介製品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
成分概要	(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩は、アスパラガス、セロリ、コールラビ、うんしゅうみかん、スイートコーン、緑茶等の食品に天然に含まれる成分である。
構造式	

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「(3-アミノ-3-カルボキシプロピル) ジメチルスルホニウム塩化物」について、食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。